

【研究ノート】

一九〇六（明治三九）年の

「関東総監府官制案」に関する文書学的考察

— 修正の時期に焦点をあてて —

川 島

淳

はじめに

一九〇六（明治三九）年八月一日に、「関東都督府官制」が関東州統治機関の官制として制定された。

栗原健「日露戦後における満州善後措置問題と萩原初代奉天総領事」（同編著『対滿蒙政策史の一面』原書房 一九六六年所収）によれば、日露戦後に占領地軍政の撤廃による満洲の門戸開放をめぐる陸軍と外務省が対立し、同年五月二三日開催の「満洲問題に関する協議会」において伊藤博文韓国統監が陸軍を抑えて、「関東総督ノ機関ヲ平時組織ニ改ムルコト」と「軍政署ヲ順次ニ撤廃スルコト、但シ領事ノ在ル処ハ直ニ之ヲ廢スルコト」が決定され、「この会議（満洲問題に関する協議会）（引用者註）を経て、満洲における軍政は順次撤廃されることとなり、関東総督府を平時組織に改めて関東都督府となし」たと論じられている。つまり、栗原氏は「満洲問題に関する協議会」における決議事項と関東都督府の設置との関連性を指摘している。

一方、小林道彦『日本の大陸政策』（南窓社 一九九六年）では、協議会の目的が軍政撤廃後の満洲経営方針の確定であり、協議会開催の「直接的なきっかけは、英米両国から満洲の門戸開放、すなわち軍政の早期撤廃を迫っていたこと」にあった。

もともと陸軍最長老の山県や中堅層の田中（義一―引用者註）もすでに満州の開放については原則的には同意を表し、「児玉にとってもまた、軍政の早期撤廃は強いて反対すべき性質のものではなかった」⁽³⁾。そして軍政撤廃後の満洲経営方針は協議会において最もかみ合わなかった議論であり、児玉源太郎の満洲経営論が「山県、桂（太郎―引用者註）、寺内ら軍中央」⁽⁴⁾に受け入れられなかったと論じられている。⁽⁵⁾

栗原氏と小林氏の議論を整理すると、栗原論文では陸軍が占領地軍政の存続に固執していたと論じられているのに対して、小林氏は、山県有朋も児玉も軍政の撤廃に反対していなかったと指摘している。また寺内正毅陸軍大臣と児玉の間に満洲経営の方針をめぐる齟齬が生じていたという新見解を小林氏は提示している。両者の議論を再考するには、関東州統治及び満洲経営に関する、寺内・陸軍省や児玉・参謀本部の構想が明らかにされなければならないだろう。

さて本稿では、陸軍省編「陸満密大日記」所収の「関東総監府官制案」⁽⁶⁾の文書学的考察を行なう。「関東総監府官制案」は、陸軍省軍務局軍事課が「関東都督府官制」を立案する以前に起草したもので、先行研究において顧みられてこなかった文書であるが、寺内・陸軍省の関東州統治及び満洲経営の構想をみるうえで重要な文書である。

一 陸軍省編「陸満密大日記」所収の「関東総監府官制案」について

前掲「陸満密大日記」の「遼東租借地及樺太統治ニ関スル法律等制定ノ件」⁽⁷⁾には、以下にあげる文書が所収されている。すなわち、①「内閣総理大臣ニ申進案」、②「遼東租借地及樺太統治ニ関スル法律案」、③「関東総監府官制案」、④「関東総監府民政庁官制案」、⑤「関東総監府法院令案」、⑥「関東総監府職員官等俸給令案」、⑦「関東総監府特別会計法律案及地方費収入支出ニ関スル勅令案」、⑧「樺太庁官制案」、⑨「樺太庁法院令案」、⑩「樺太庁職員官等俸給令案」、⑪「樺太特別会計法律案及地方費収入支出ニ関スル勅令案」、⑫「関東総監府官制ニ就キ意見」という文書と、⑬名法令案の理由書が収められて

いる。

また「遼東租借地及樺太統治ニ関スル法律等制定ノ件」の「カガミ」は以下の通りである。

受領番号 陸軍省受領 満密受第二四九号 庁名 軍務局軍事課

件名 遼東租借地及樺太統治ニ関スル法律等制定ノ件

大臣 印(閲) 次官 印(石本新六) 高級副官 印(立花) 主務副官 印(鈴木)

主計 (空白)

決済 (空白) 参事官 (空白)

主務局長 印(宇佐川) 主務課長 印(林太郎) 主務課員 印(山田)

主務局課 番号 軍事満密第二二号

受領 明治 年 月 日 連帯局長 印(外松) 連帯課長 印(湯本) 審案筆記者 印(三橋)

提出 明治三九年 六月 五日

大臣官房 受領 明治 年 六月 五日

結了 明治 年 八月 四日

〔欄外〕「第二号」〔閲〕

本「カガミ」における捺印者から、②から①の法令案の起草に關係した局課長などが明らかに^(c)なる。すなわち、宇佐川一正

陸軍省軍務局長が主務局長の欄に捺印し、主務課長の欄の印は林太郎軍務局軍事課長のものであり、②から①の法令案は陸軍省軍務局軍事課で起草されたことがわかる。また連帯局長の欄には「外松」という印がおされ、連帯課長の印が「湯本」であることから、連帯局長が外松孫太郎陸軍省経理局主計総監であり、湯本は同局主計課長湯本善太郎のことである。そして、陸軍省軍務局軍事課で作成された法令案には、「関東総監府職員官等俸給令案」のような、給与等に関する事項が含まれている

ので、②から①の法令案が同省経理局主計課と協議されたことが判明する。

さて本案件に所収されている③「関東総監府官制案」という文書(以下、【文書一】とする)をみてみると、陸軍省軍務局軍事課は、切貼り・付箋・後筆や朱書き・墨書きなどの方法によって条文の文言などを修正している。また【文書一】の欄外には「朱書ハ最後ノ修正ニシテ六月二日外務大臣ト協議ノ上内閣ニ提出ノモノ」という付箋があり、【文書一】における「総監」という字句が「都督」という朱書きの付箋で訂正されているので、【文書一】における朱書き修正は、「関東総監府官制案」の廃案後から六月二日までの間になされたと考えられる。

しかし【文書一】における墨書きの訂正がなされた時期は、【文書一】の分析だけでは特定できない。したがって、寺内が内閣や林董外務大臣に提出した、以下の文書との照合が必要となる。

(1) 国立公文書館所蔵の「公文雑纂」¹⁰⁾にある「関東総監府官制案」は、六月五日に寺内正毅陸軍大臣が内閣に提出し、六月八日に廃案となった文書である(以下、【文書二】とする)。

(2) 外務省記録「帝国一般官制雑件 関東都督府之部」第一冊には、寺内陸軍大臣が林外務大臣と協議のために送付し、六月二日の協議で修正された「関東都督府官制案」という文書(以下、【文書三】とする)が所収されている。【文書三】にある朱書き訂正は、寺内と林の協議の結果である。

(3) 国立公文書館所蔵の「公文類聚」¹¹⁾には、寺内と林が六月二日の協議後に内閣に提出した「関東都督府官制案」(以下、【文書四】とする)と、その後法制局が修正した「関東都督府官制案」という二種類の文書が所収されている(以下、【文書五】とする)。

【文書一】における墨書き訂正後の条文は【文書二】と完全に合致する。【文書二】は、前述の通り、六月五日付の「関東総監府官制案」であるので、【文書一】における墨書き訂正は六月五日以前になされたものである。以下、切貼りと墨筆による修正以前の「関東総監府官制案」を「関東総監府官制」原案とし、修正後の官制案を「関東総監府官制」修正文とする。

また【文書一】の朱書き修正後の条文は【文書三】及び【文書四】と概ね一致する⁽¹²⁾。したがって、【文書一】における朱書きの訂正は、「関東総監府官制案」が廃案となった六月八日から、林外務大臣との協議によって「関東都督府官制案」が修正された同月二二日までの間になされたのである。

二 「関東総監府官制案」の修正の時期について

前節において、【文書一】における墨書き訂正が一九〇六（明治三九）年六月五日以前になされたと指摘した。本節では、【文書一】における「関東総監府官制」原案と【文書二】の「関東総監府官制」修正文の全文をあげて、⁽¹³⁾両者を比較しながら、【文書一】上で切貼りと墨書きによる修正がなされた時期を、前節よりも詳細に検討する。以下にあげた【文書一】は、検討の必要上から、付箋・切貼り・後筆や墨書き・朱書きによる修正以前の原案を翻刻したものである。

【文書一】 陸軍省軍務局軍事課「関東総監府官制」原案

（陸軍省編「陸満密大日記」明治三十九年自九月至十二月所収）

月所収）

関東総監府官制

第一条 遼東租借地ニ関東総監府ヲ置ク

第二条 関東総監府ニ関東総監ヲ置ク

総監ハ遼東租借地及帝国軍隊ノ駐劄スル満州地方ヲ管轄ス

総監ハ別ニ定ムル所ニ依リ南満州ニ於ケル鉄道及之ニ附

【文書二】 同「関東総監府官制」修正文

（国立公文書館所蔵「公文雑纂」巻二〇 所収）

関東総監府官制

第一条 遼東租借地ニ関東総監府ヲ置ク

第二条 関東総監府ニ関東総監ヲ置ク

総監ハ遼東租借地ヲ管轄シ及満洲ニ於ケル鉄道線路保護ノ事ヲ掌ル

総監ハ別ニ定ムル所ニ依リ南満洲ニ於ケル鉄道及之ニ附

帶スル事業ヲ監督ス

第三条 総監ハ親任トス陸海軍大将又ハ中将ヲ以テ之ニ充ツ

第四条 総監ハ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ内閣總理大臣ノ監督ヲ受ケ租借地ニ於ケル諸般ノ政務ヲ処理ス

第五条 総監ハ特別ノ委任ニ依リ外交ニ関スル事務ヲ掌理ス此ノ場合ニ於テハ外務大臣ノ監督ヲ受ク

第六条 総監ハ軍政及陸海軍軍人軍属ノ人事ニ関シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣、防禦作戰並動員計画ニ関シテハ參謀總長又ハ海軍軍令部長、陸軍軍隊教育ニ関シテハ教育総監ノ区処ヲ受ク

第七条 総監ハ其ノ職權若ハ特別ノ委任ニ依リ総監府令ヲ発シ之ニ禁錮一年以下又ハ罰金二百円以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第八条 総監ハ其ノ管轄区域内ノ防備ノ事ヲ掌ル

第九条 総監ハ其ノ管轄区域内ノ安寧秩序ヲ保持スル為必
要ト認ムルトキハ兵力ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ直ニ内閣總理大臣陸軍大臣海軍大臣
參謀總長及海軍軍令部長ニ之ヲ報告スヘシ

帶スル事業ヲ監督ス

第三条 総監ハ親任トス陸海軍大将ヲ以テ之ニ充ツ

第四条 総監ハ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ外務大臣ノ監督ヲ受ケ諸般ノ政務ヲ統理ス

第五条 総監ハ特別ノ委任ニ依リ外交ニ関スル事務ヲ掌理ス

第六条 総監ハ軍政及陸海軍軍人軍属ノ人事ニ関シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣、防禦作戰並動員計画ニ関シテハ參謀總長又ハ海軍軍令部長、陸軍軍隊教育ニ関シテハ教育総監ノ区処ヲ受ク

第七条 総監ハ其ノ職權若ハ特別ノ委任ニ依リ総監府令ヲ発シ之ニ禁錮二十五日以下又ハ罰金二十五円以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第八条 総監ハ其ノ管轄区域内ノ防備ノ事ヲ掌ル

第九条 総監ハ其ノ管轄区域内ノ安寧秩序ヲ保持スル為必
要ト認ムルトキハ兵力ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ直ニ外務大臣陸軍大臣海軍大臣參謀
總長及海軍軍令部長ニ之ヲ報告スヘシ

第十条 総監ハ租借地外必要ト認ムル地方ニ軍政署ヲ置キ
守備隊長又ハ駐在武官ヲ以テ其ノ長ト為シ民政事務ヲ兼
掌セシムルコトヲ得

第十一条 総監ハ所轄官庁ノ命令又ハ処分ニシテ条約法令
若ハ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ権限ヲ犯スモノアリト認
ムルトキハ其ノ命令又ハ処分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ
得

第十二条 総監ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任文官ノ進退ハ内
閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任文官以下ノ進退ハ之ヲ
專行ス

第十三条 総監ハ内閣總理大臣ヲ經テ所部官吏ノ叙位叙勲
ヲ上奏ス

第十四条 総監ハ所部ノ文官ヲ懲戒ス其ノ勅任官ニ係ルモ
ノ及奏任官ノ免官ハ内閣總理大臣ヲ經テ上奏シ其ノ他ハ
之ヲ專行ス

第十五条 総監府ニ官房ヲ置ク

総監官房ニ副官一人及專任秘書官一人ヲ置ク機密ニ関ス
ル事務ヲ掌ル

副官ハ陸海軍佐尉官ノ内各一人ヲ以テ之ニ充ツ

第十条 総監ハ所轄官庁ノ命令又ハ処分ニシテ条約法令若
ハ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ権限ヲ犯スモノアリト認ム
ルトキハ其ノ命令又ハ処分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第十一条 総監ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任文官ノ進退ハ外
務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任文官以
下ノ進退ハ之ヲ專行ス

第十二条 総監ハ外務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ所部
文官ノ叙位叙勲ヲ上奏ス

第十三条 総監ハ所部ノ文官ヲ懲戒ス其ノ勅任官ニ係ルモ
ノ及奏任官ノ免官ハ外務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ
上奏シ其ノ他ハ之ヲ專行ス

第十四条 総監府ニ官房ヲ置ク

総監官房ニ副官二人及專任秘書官一人ヲ置ク機密ニ関ス
ル事務ヲ掌ル

副官ハ陸海軍佐尉官ノ内各一人ヲ以テ之ニ充ツ

秘書官ハ奏任トス

第十六条 総監府ニ民政部陸軍幕僚、海軍幕僚ヲ置ク

陸海軍幕僚條例ハ別ニ之ヲ定ム

第十七条 民政部ハ行政司法ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル

第十八条 民政部ニ左ノ四部一局及一署ヲ置ク其ノ事務ノ分掌ハ総監之ヲ定ム

内務部

財務部

土木部

鉄道部

郵便電信局

監獄署

第十九条 総監府ニ左ノ職員ヲ置ク

民政長官 一人 勅任

事務官 專任六人 奏任但シ内二人ハ勅任

ト為スコトヲ得

参事官 專任二人 奏任

技師 專任十五人 奏任但シ内二人ハ勅任

ト為スコトヲ得

秘書官ハ奏任トス

第十五条 総監府ニ民政部及陸海軍部ヲ置ク

陸海軍部ニ関スル條例ハ別ニ之ヲ定ム

第十六条 民政部ハ行政司法ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル

第十七条 民政部ニ左ノ四部一局及一署ヲ置ク其ノ事務ノ分掌ハ総監之ヲ定ム

内務部

財務部

土木部

殖産部

郵便電信局

監獄署

第十八条 総監府ニ左ノ職員ヲ置ク

民政長官 一人 勅任

事務官 專任 人 奏任但シ内 人ハ勅任ト為

スコトヲ得

参事官 專任 人 奏任

技師 專任 人 奏任但シ内 人ハ勅任ト為

スコトヲ得

鉄道事務官 專任三人 奏任

通信事務官通信事務官補ヲ通シテ 專任三人奏任

通訳官 專任三人 奏任

典獄 專任一人 奏任

屬

技手

鉄道書記

鉄道書記補 專任五十人 判任

通信書記

通信書記補

通訳生

監吏

前項判任各官ノ定員ハ總監之ヲ定ム

第一項職員ノ外必要ニ応シ外交官ヲ附屬スルコトヲ得

第二十条 民政長官ハ總監ヲ佐ケ民政部一切ノ事務ヲ總理

シ各部局署ノ事務ヲ監督ス

第二十一条 事務官ハ各部ノ長ト為リ又ハ各部ニ分屬シ上

官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

通信事務官又ハ通信事務官補 專任 人 奏任

通訳官 專任 人 奏任

典獄 專任 人 奏任

屬

技手

通信書記 專任 人判任

通信書記補

通訳生

監吏

前項判任各官ノ定員ハ總監之ヲ定ム

第一項職員ノ外必要ニ応シ外交官及領事官ヲ附屬スルコトヲ得

第十九条 民政長官ハ總監ヲ佐ケ民政部一切ノ事務ヲ總理

シ各部局署ノ事務ヲ監督ス

第二十条 事務官ハ各部ノ長ト為リ又ハ各部ニ分屬シ上官

ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

第二十二條 參事官ハ上官ノ命ヲ承ケ審議立案ヲ掌リ又ハ各部ノ事務ヲ助ク

第二十三條 技師ハ各部局ニ分屬シ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

技師ハ土木部及鐵道部ノ長ト為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ上官ノ命ヲ承ケ其ノ事務ヲ掌理ス

第二十四條 鐵道事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ鐵道部ノ事務ヲ掌ル

第二十五條 通信事務官及通信事務官補ハ郵便電信局ノ長ト為リ又ハ郵便電信局ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第二十六條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル

第二十七條 典獄ハ監獄署ノ長ト為リ上官ノ命ヲ承ケ監獄事務ヲ掌理ス

第二十八條 屬ハ各部局ニ分屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二十九條 技手ハ各部局ニ分屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第三十條 鐵道書記及鐵道書記補ハ鐵道部ニ屬シ上官ノ指

第二十一條 參事官ハ上官ノ命ヲ承ケ審議立案ヲ掌リ又ハ各部ノ事務ヲ助ク

第二十二條 技師ハ各部局ニ分屬シ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

技師ハ土木部ノ長ト為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ上官ノ命ヲ承ケ其ノ事務ヲ掌理ス

第二十三條 通信事務官及通信事務官補ハ郵便電信局ノ長ト為リ又ハ郵便電信局ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第二十四條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル

第二十五條 典獄ハ監獄署ノ長ト為リ上官ノ命ヲ承ケ監獄事務ヲ掌理ス

第二十六條 屬ハ各部局ニ分屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二十七條 技手ハ各部局ニ分屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十八條 鐵道書記及鐵道書記補ハ鐵道部ニ屬シ上官ノ指

揮ヲ承ケ鉄道部ノ事務ニ従事ス

第三十一条 通信書記及通信書記補ハ郵便電信局ニ属シ上官ノ指揮ヲ承ケ郵便電信局ノ事務ニ従事ス

第三十二条 通訳生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通訳ニ従事ス

第三十三条 監吏ハ監獄署ニ属シ上官ノ指揮ヲ承ケ監獄ノ

戒護及庶務ニ従事ス

第三十四条 監獄ニ看守ヲ置ク判任官ノ待遇トス

看守ノ定員ハ総監之ヲ定ム

第三十五条 鉄道部郵便電信局及監獄ノ事務ヲ分掌セシム

ル為必要ニ応シ鉄道部支部、郵便電信支局、監獄支署ヲ

置ク其ノ位置及管轄区域ハ総監之ヲ定ム

前項支部、支局及支署ノ長ハ当該部局署ノ高等官又ハ判

任官ヲ以テ之ニ充ツ

第二十八条 通信書記及通信書記補ハ郵便電信局ニ属シ上

官ノ指揮ヲ承ケ郵便電信局ノ事務ニ従事ス

第二十九条 通訳生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通訳ニ従事ス

第三十条 監吏ハ監獄署ニ属シ上官ノ指揮ヲ承ケ監獄ノ戒

護及庶務ニ従事ス

第三十一条 監獄ニ看守ヲ置ク判任官ノ待遇トス

看守ノ定員ハ総監之ヲ定ム

第三十二条 郵便電信支局監獄支署ヲ置ク其ノ位置及管轄区

域ハ総監之ヲ定ム

前項支局及支署ノ長ハ当該局署ノ高等官又ハ判任官ヲ以

テ之ニ充ツ

「関東総監府官制」原案の内容は、総監の任用資格や権限、総監府の構成に關して次のように示されている。すなわち総監に陸海軍の大將または中將を充て（第三条）、総監は、日本軍が駐屯する滿洲地方と遼東租借地を管轄し、かつ南滿洲の鉄道とその付帯事業を監督する（第二条）。そして総監は委任の範圍内で関東州の陸海軍を統率し、内閣總理大臣の監督を受けて租借地などの政務を処理する（第四条）。また総監は「特別ノ委任」により外交事務を掌理するが、その際には外務大臣の監督を受ける（第五条）。総監府には「民政部陸軍幕僚、海軍幕僚」を置き、なかでも行政や司法を担当する民政部に「内務部、

財務部、土木部、鉄道部、郵便電信局、監獄署」を設置する（第一八条）というのである。

そして原案の主な修正点は以下の四点である。第一に、関東総監に対する監督者が内閣総理大臣から外務大臣へ修正された（第四条）。第二に、遼東租借地以外の総監の管轄地域が、日本軍の駐留する満洲地域から満鉄附属地に縮小された（第二条）。第三は、軍政署の存続を規定した条項（原案第十条）を削除したことである。第四は関東総監府内に設置する「鉄道部」が「殖産部」に改められた点である（原案第十八条と修正第十七条）。

四点の修正で注目したいことは、「関東総監府官制」原案の第十条である。第十条は「総監ハ租借地以外必要ト認ムル地方ニ軍政署ヲ置キ守備隊長又ハ駐在武官ヲ以テ其長ト為シ民政事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得」という文言であり、「軍政署ヲ順次ニ撤廃スルコト、但シ領事ノ在ル処ハ直ニ之ヲ廃スルコト」という「満洲問題に関する協議会」の決議事項と矛盾する。そして前掲「陸満密大日記」の「関東総監府官制」原案の第十条は貼紙によって削除されており、六月五日の閣議に提出された「公文雑纂」所収の、「関東総監府官制」修正文にも、原案第十条と同内容の条文はない。したがって、「関東総監府官制」原案は五月二二日の「満洲問題に関する協議会」の開催以前にはすでに起草されており、また協議会の決議事項をふまえて、「関東総監府官制」原案が五月二二日から六月五日までのあいだに修正されて内閣に提出されたと考えられる。

一九〇六（明治三九）年六月八日の閣議では「関東総監府官制」修正文に関する議論がなされたが、争点は海軍を関東総監の指揮下に置くかどうかという点であった。「関東総監府官制」修正文の海軍に関する条項によれば、関東総監に陸海軍大將を充て（第三条）、総監府内に陸海軍部を設置（第十五条）する。また関東総監は委任の範囲内で陸海軍を統率し、陸軍大臣・海軍大臣・参謀総長・海軍軍令部長・教育総監の「区処」を受ける（第六条）。そして、総監は管轄内の安寧秩序を保持するために必要と認める場合には兵力を使用することができるが、兵力使用の場合に外務大臣や陸軍大臣、海軍大臣、参謀総長、海軍軍令部長に報告する（第九条）というのである。しかし海軍側は、関東州の海軍を総監の指揮下に置くよりも海軍中央部が関東州の海軍に対する指揮監督権を保持したほうが「簡易敏速」であると主張した。⁽¹⁵⁾ 結局、閣議では海軍側の主張が認めら

れて、「関東総監府官制案」は廃案となったのである。

六月八日以後、寺内・陸軍省は閣議での諒解事項を踏まえて「関東都督府官制案」を起草し、六月二日に林・外務省と協議して「関東都督府官制案」を修正したのである。

むすびにかえて

本論では、陸軍省編「陸満密大日記」所収の「関東総監府官制案」を取り上げ、野紙上における修正の時期を特定した。すなわち、「関東総監府官制案」という文書は一九〇六（明治三九）年五月二日から六月五日までに切貼りや墨筆によって修正され、本文書中における朱書きの修正は六月八日から六月二一日の間になされた。

「関東総監府官制」原案の第十条から、寺内・陸軍省が日露戦争での満洲占領地軍政を戦後においても継続しようとしていたことは明らかである。しかし、一九〇六（明治三九）年五月二日に開催された「満洲問題に関する協議会」で軍政署の撤廃が決定されたために、寺内・陸軍省は原案の第十条を削除するなどして、「関東総監府官制」修正文を同年六月五日に内閣に提出した。

六月八日の閣議では、「関東総監府官制」修正文における海軍に関する条文が議論となり、海軍側が「関東総監府官制案」から海軍を除くように主張した。結局、「関東総監府官制案」が廃案となり、海軍の条項を除いた「関東都督府官制案」が陸軍省軍務局軍事課によって起草された。その後、林・外務省との協議や法制局の審査、枢密院会議での修正を通じて「関東都督府官制」が八月一日に公布された。

本稿では、主に「満洲問題に関する協議会」前後における寺内・陸軍省の関東州統治及び満洲経営の構想の変化をみるうえで重要な「関東総監府官制案」の修正の時期を検討してきたが、今後の課題は、「関東総監府官制案」の分析を通じて、関東

州統治機関の設置をめぐる日露戦後の政治史的展開をおうことである。

註

- (1) 外務省編『日本外交年表並主要文書』(原書房 一九六六年)二六四頁
 - (2) 前掲「日露戦後における満州善後措置問題と萩原初代奉天総領事」(同編著『対滿蒙政策史の一面』原書房 一九六六年所収)二六一―二七頁
 - (3) 前掲『日本の大陸政策』一二〇頁
 - (4) 前掲『日本の大陸政策』一二二頁
 - (5) 前掲『日本の大陸政策』第二章第一節
 - (6) 陸軍省編『陸満密大日記』明治三十九年自九月至十二月(防衛庁防衛研究所蔵)。
 - (7) 同右。本簿冊にある「目次原本」には「遼東租借地及樺太統治ニ関スル法律等制定ノ件」という項目は記されていないが、本簿冊の最後にこの案件の文書が綴られている。
 - (8) 「遼東租借地及樺太統治ニ関スル法律等制定ノ件」の関係局課と人事役職
- | | |
|----------------|-------|
| (陸軍) 大臣 | 寺内 正毅 |
| (陸軍) 次官 | 石本 新六 |
| 高級(大臣官房陸軍省) 副官 | 立花小一郎 |
| 主務(軍務) 局長 | 宇佐川一正 |
| 主務(軍事) 課長 | 林 太郎 |
| 主務(軍事) 課員 | 山田 隆一 |
| 連帯(経理) 局長 | 外松孫太郎 |
| 連帯(主計) 課長 | 湯本善太郎 |

審案筆記者(軍務局附屬)

三橋 惇

(9) 本文書は縦二五・五cm×横一九・〇cm、袋綴、全六丁で、赤二行罫紙、柱に「陸軍」の印刷があり、美濃紙に墨書きで記されたものである。

(10) 国立公文書館所蔵の「公文雑纂」明治三十九年・陸軍省海軍省・巻二十所収

(11) 国立公文書館所蔵の「公文類聚」第三十編・明治三十九年・第三卷所収

(12) 【文書一】における朱書きの付箋は、破損などにより、【文書二】の条文内容と完全に一致していない。

(13) 「関東総監府官制案」の第二条において、陸軍省は【文書一】で「満州」と表記し、【文書二】において「満洲」と記しているが、本稿では原文のまま記載することにした。

(14) 註(一)と同じ。

(15) 「関東総監府官制ニ就キ意見」(前掲「陸満密大日記」明治三十九年自九月至十二月)